

平成13年10月10日

指定健康保険組合の指定について

健康保険法第38条ノ2第1項の規定に基づき、平成13年10月10日付けで85組合を指定健康保険組合として指定した。

指定健康保険組合制度は、財政窮迫状態にある健康保険組合に対し、重点的な指導を行うため、昨年健康保険法の改正により設けられた制度。

指定を受けた組合は、財政の健全化を図るための計画を作成し、その計画に沿った事業運営を行うこととなる。

1. 指定要件

指定年度の前3ヶ年度の決算において、経常収支が赤字の状態が継続し、次のいずれかの事由に該当する組合

- ① 法定給付費等に要する保険料率が95%を超え、かつ、積立金の水準が当該法定給付費等の3ヶ月分相当未満の状態が前3ヶ年度継続している組合
- ② 被保険者数が組合設立認可基準（単一組合は700人、総合組合は3,000人）未満の状態が前3ヶ年度継続している組合

2. 健全化計画の内容

指定組合は、以下の内容を盛り込んだ平成14年度から平成16年度までの3ヶ年度の健全化計画を作成し、厚生労働大臣の承認を受けることが必要。

- ① 事業及び財産の現状
- ② 財政の健全化の目標
- ③ 具体的改善措置及びこれに伴う収支の増減の見込額

3. 健全化計画の提出時期

平成14年2月末日

指定健康保険組合一覧

(50音順)

会津乗合	太平洋炭礦
アイテックス	高田工業所
愛糧	高見澤電機
熱海市旅館	中央毛織
石川県自動車販売店	中国工業
井筒屋	中部鋼鉄
稲畑産業	駐留軍要員
今井	千代田グラビヤ
伊予鉄道	テザック
大石産業	東野交通
大阪既製服	東洋バルヴ
大阪食糧連合	ときわ通運
大阪青果	栃木県石灰工業
大阪製鎖造機	長崎銀行
大阪府家具	名古屋乗用自動車
大阪府貨物運送	檜崎
岡糧	西陣織物
沖縄銀行	西日本鉄道
尾道造船	日興毛織
鹿児島県信用金庫	日本エクスラン
神奈川県乗用自動車	函館どつく
カワボウ	林精器
岐セン	ヒゲタ
岐阜県毛織	日ノ丸自動車
岐阜県トラック事業	広島東友
九州産業交通	備後通運
京糧	福糧
熊本県自動車販売店	富士工
栗林商会	藤原運輸
群馬県石油業	プラチナ万年筆
廣貫堂	フランスベッドメディカルサービス
虹技	北海道中央バス
国際興業	北海道通運業
埼玉糧友	北海道農業団体
埼玉北	北海道糧友
札幌銀行	北海道林業
静岡県タクシー	三保造船
静岡糧友	宮崎交通
常磐交通	山形屋
しんくみ中国	大和生命
水産連合	和歌山県自動車販売店
相互タクシー	
ソトー	
大同コンクリート工業	

合計 85組合

【組合財政の健全化】

第三十八條ノ二 健康保険事業ノ収支ノ均衡セザル健康保険組合ニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生労働大臣ノ指定ヲ受ケタルモノ（以下指定健康保険組合ト称ス）ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財政ノ健全化ニ関スル計画（以下健全化計画ト称ス）ヲ定メ厚生労働大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

②前項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ハ当該承認ニ係ル健全化計画ニ従ヒ其ノ事業ヲ行フベシ

③厚生労働大臣ハ第一項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ノ事業及財産ノ状況ニ依リ其ノ健全化計画ヲ変更スル必要アリト認ムルトキハ当該指定健康保険組合ニ対シ期限ヲ定メテ当該健全化計画ノ変更ヲ求ムルコトヲ得

【組合の解散命令等】

第三十九條 厚生労働大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行為カ法令、厚生労働大臣ノ処分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同條第三項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ継続ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第五節ノ二 指定健康保険組合

第七十條ノ二 法第三十八條ノ二第一項ノ政令ヲ以テ定ムル要件ハ會計年度ノ決算ニ於テ支出（經常的ナルモノトシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ限ル）ノ額ガ収入（經常的ナルモノトシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ限ル）ノ額ヲ超ユル状態ガ継続スル組合ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

- 一 會計年度ニ於ケル組合ノ保險給付ニ要シタル費用（法第六十九條ノ三ニ規定スル其ノ他ノ給付及介護納付金ノ納付ニ要シタル費用ヲ除ク）ノ額ヲ当該會計年度ニ於ケル当該組合ノ組合員タル被保險者ノ標準報酬月額ノ総額ヲ以テ除シテ得タル率ガ法第七十一條ノ四第八項ニ規定スル範圍ノ上限ノ率ヲ超ユル組合ニシテ準備金其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル財産ノ額ガ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ノ十二分ノ三ニ相当スル額ヲ下回ル状態ガ継続スルコト
- 二 被保險者タル組合員ノ員數ガ厚生労働大臣ノ定ムル員數ヲ下回ル状態ガ継続スルコト

第七十條ノ三 法第三十八條ノ二第一項ニ規定スル健全化計画（以下健全化計画ト称ス）ハ同項ノ規定ニ依ル指定ノ日ノ属スル年度ノ翌年度ヲ初年度トスル三箇年間ノ計画トス

- ②健全化計画ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 事業及財産ノ現状
 - 二 財政ノ健全化ノ目標
 - 三 前号ノ目標ヲ達成スル為必要ナル具体的措置及之ニ伴フ収入支出ノ増減ノ見込額

第七十條ノ四 法第三十九條ノ政令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ハ左ノ指定健康保険組合トス

- 一 厚生労働大臣ノ指定スル期日迄ニ健全化計画ノ承認ヲ申請セザル指定健康保険組合
- 二 健全化計画ノ承認ヲ受ケタルコト能ハザル指定健康保険組合

第四十四條ノ二ノ二 令第七十條ノ二第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル財産ハ積立金（厚生労働大臣ノ定ムルモノニ限ル）トス